

平成 26 年度 第 6 回 知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成 27 年 1 月 23 日（金）

午前 10 時 00 分～

場所：中央公民館 2 階 中会議室

■委員出席者（計 17 名、敬称略・順不同）

蔭山英順、鈴木恭子、北村信人、川合大一郎、加藤浩文、坂本 進、石川恵子、吉田 恵、永田憲子、佐藤慎子、西 玲子、服部 悟、野々村尚道、清水雅美、川合基弘、落 邦広、服部友彦

■委員欠席者（計 3 名、敬称略・順不同）

豊田かおり、山崎敬司、財津咲代

■事務局

【子ども課】 成瀬達美、星野主税、伊藤慎治、加藤淳司

【福祉課】 長谷嘉之

【健康増進課】 清水弘一

【学校教育課】 橋本昭

【委託業者】 都築 光

■開会

（事務局）

おはようございます。お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議につきましては知立市審議会等傍聴要領に基づき、会議を公開とさせていただいております。傍聴人の入場が可能となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。また、本日の会議終了後、会議の概要についても公表させていただきます。それについても併せてご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、医師会代表の豊田委員、小中学校校長会代表の山崎委員、地域活動クラブ代表の財津委員、3 名の方から欠席の連絡を事前にいただいております。総員 20 名のところ 17 名の出席をいただいておりますので、今回の知立市子ども・子育て会議は条例によって成立となっております。

それでは、ただいまから「平成 26 年度第 6 回知立市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。はじめに蔭山会長よりあいさつをお願いいたします。

■会長あいさつ

(蔭山会長)

お寒い中、どうもお集まりいただきありがとうございます。計画的な支援計画を検討してきました、いよいよ大詰めを迎え最終チェックとなってきました。いろいろなお立場でご参加いただいておりますので、積極的にご意見をいただき、より良い子どもの育ちを保障していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

(事務局)

それでは協議事項に入らせていただきます。会議の進行を蔭山会長にお願いいたします。

(蔭山会長)

それでは協議事項「(1) 知立市子ども・子育て支援事業計画の市議会 12 月定例会における審議結果等について」事務局よりご説明をお願いします。

■協議事項

(1) 知立市子ども・子育て支援事業計画の市議会 12 月定例会における審議結果等について

<資料 12 号・13 号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

12 月の定例議会の審議結果について何かありますか。原案通り認めていただきましたが、議会からの意見があればお聞きしたいと思います。

(事務局)

ファミリー・サポート・センターの利用者支援事業について、現在実施されている事業かどうかを聞かれ、現在は実施しておりませんが、来年度から実施していきたいとお答えしました。

産休明けからの乳児保育事業について、現在私立保育所で実施されているが、今後公立においても実施する予定かという点について聞かれ、ニーズに応じ、体制を整える努力をしていくとお答えしました。

放課後児童クラブについて、知立小学校区、来迎寺小学校区の整備をしていく記載があり、実施に向けた準備態勢などについて確認があり、計画書記載のとおり着実に進めていきたいとお答えしました。

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブは6年生まで拡大となっているが、知立市としてはどのように考えているのかと聞かれ、現在学区ごとに定員に対する利用希望者の状況が異なり、非常に手狭なクラブがあることから、施設整備などによりすべての小学校区で5年生以上の受入れができる体制が整い次第、拡大していきたいとお答えしました。

重度障がい児の統合保育の対応について聞かれ、医療行為が必要な児童の受入れ体制が整備されていないため現状においては困難ですが、少しずつでも前に進めていきたいとお答えしました。

(蔭山会長)

議会の審議についての報告ですが、何かご質問はありますか。次に県からの修正案ということで先ほど説明がありましたが、議会決定後の修正についての手続きはどうなりますか。

(事務局)

計画の根本、考え方、方針、施策の主な体系などを動かすということは、議会の議決を経たあとでは認められない部分があります。文言の修正、例えば表記ミスなどは軽微な変更であるため、議決後であっても行えるようになっていきます。こちらの会議で承認いただければ、議長に報告させていただきます、また、各議員にも報告させていただきたいと思っております。

(蔭山会長)

言うなれば、議会には報告事項として報告される予定であるということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(蔭山会長)

その前提で審議したいと思います。県の修正、ご要望について、一つ目の就学前の会議に「小学校」を加えてほしいということですが、もっともなことだと思います。教育委員会として川合委員いかがでしょうか。

(川合基弘委員)

明記したほうが良いと思います。

(蔭山会長)

賛成のご意見ですが、委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それでは修正案どおり「小学校」を加えることにします。

それから二つ目の乳児保育事業について「産休明けからの乳児保育サービスの充実に努めます」ということですが、これは整合性の問題であり明記してほしいということです。ここは担当課、あるいは保育に関わる委員の方としての考えはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご賛成のようですので、県の修正案については2点ともお認めいただいたということで、委員会としては決定をし、のちに議会に修正報告をしていただくことといたします。

それでは協議事項(2)子ども・子育て支援新制度を受けた保育料の改定案について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 子ども・子育て支援新制度を受けた保育料の改定案について

<資料15号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

一つは階層区分、境目が変わるということですか。

(事務局)

境目が変わるということではありません。今までの保育料は所得税をベースに算定されてきました。今回からは市民税をベースに算定することになります。それぞれの階層区分は変えませんが、算定の元となるベースが変わるということです。

(蔭山会長)

算出基準の税金が所得税から市民税に変わるということですね。

(事務局)

国が示しております階層を使い、数字を入れ替えさせていただきました。

(蔭山会長)

所得税と市民税は連動しているのですか。

(事務局)

必ずしもすべてが一致するわけではありません。収入から市民税を算定しております。それぞれ控除される額が違うため、個々で算出されます。

(蔭山会長)

所得税から市民税に移るということは、支払う側からするとメリットになるのか、デメリットになるのか、どちらですか。

(事務局)

メリット、デメリットではないと思います。国が所得税をベースに算出しておりました。所得税は本来国の税金ですので、国が持つべき数字と考えられておりました。それが市民税であれば各市町村が持つべきデータですので、今回このように変更になりました。

(蔭山会長)

この制度に切り替えて現実的にはこれまでとほとんど負担は変わらないのでしょうか。

(事務局)

国のモデルケースとなる、父、パート収入のある母、子ども2人世帯を想定した形で数字が作られております。実際にどの程度動くかと言いますと、所得税と市民税の控除の違いもありますので、必ずしも皆が同じように移行できるわけではありません。動く階層の方もいらっしゃいます。先ほどのモデル世帯からずれる方もいらっしゃいます。変動する方の割合は正確な数字ではありませんが、4割ぐらいと考えております。全体の半分ほどは今までと同じ階層だと考えます。

(蔭山会長)

皆様のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(吉田委員)

現在第3子は無料ですが、そこは変わりませんか。

(事務局)

変わりません。今回は算定するための階層を変えさせていただき、また、1号認定の保育料について設定させていただくということです。

(川合大一郎委員)

この資料を見ても非常にわかりづらく、まったく何も見えてきません。保育園は市が所得を把握していますので、子どもが保育園に入りたいときは窓口で金額を教えてください。所得税額であろうと市民税額であろうと、保育料が大幅に変わることはまずないと思います。保育園に対しては優遇された金額に設定されたと思います。例えば資料 15 号、2 ページの D 5 区分を見ると、所得割額が 67,900 円以上 77,600 円未満となっています。この所得割額を払う方の年収は大体 470 万円までの方となります。平均的に 400 万から 600 万円世帯が大部分を占めているだろうと思います。D 5 の 3 歳児では 12,200 円と 10,400 円とありますが、今までは 12,200 円の区分しかありませんでした。保育時間に関係なく 12,200 円でした。新基準では保育時間が短いと値段が下がります。したがって 16 時までの保育時間の方はメリットがあると言えます。

問題は幼稚園です。この資料を拝見してびっくりしました。このままこの案を通して良いのか、皆さんに慎重にご審議いただきたいと思います。

まず幼稚園と保育園の比較をさせていただきます。保育園は保育することが基本ですが、現行の私立幼稚園はそうではありません。現在私立幼稚園に通っている子どもは、すべてが 1 号認定に該当します。2 号認定は幼稚園が認定こども園に移行した場合に該当します。年収 470 万円の方が保育園に通わせた場合、3 歳未満児は 3 万円、3 歳以上は 27,000 円の保育料を払わなければなりません。ただし現状は 27,000 円を支払ってはならず、新基準になると 12,200 円となります。その差額分を市が負担をしていることとなります。

幼稚園の運営は県が行っているため、授業料プラス県からの補助金となっています。市からは就園奨励費として保護者に直接還付されます。

今年度、認定こども園に移行する私立幼稚園はありませんが、認定こども園に移行を示した場合、保育園の 3 歳児 20,600 円、3 歳以上 17,400 円の金額が、同条件で 3 歳児 27,000 円、3 歳以上 26,600 円と跳ね上がります。

市がこの基準で議会に申し立てるのであれば、移行する余地もないことだと思います。現行の授業料は 20,200 円に給食費をプラスした 25,000 円をいただいています。所得に合わせ就園奨励費という補助金が出ます。270 万円くらいの所得であれば約 64,000 円の補助金が出ます。それを差し引けばおおよそ 2 万円ほどの授業料で通っていただいています。保育園と差がなるべく生じないように幼稚園側も努力して環境を整えています。国の基準でいけばもっと上げなければおかしいのですが、地域性を考え金額を落としています。

今回の市の案は国の基準をそのまま出してきました。当然認定こども園に移行した場合就園奨励費は出ません。この資料を見ている限り、現行の私立幼稚園は認定こども園に移行しないだろうという前提で金額設定をしたとしか思えません。これが決定となれば、我々が授業料を設定することはできなくなります。国がこの施策を進めていくことになった場合、当然経常費は削られていきます。

保育料を設定する前に幼稚園と協議を持ってください、という話をさせていただいております。しかし何の相談もなく資料が出来上がっていました。この先私立幼稚園に通う場合とても高い授業料を払わなければならないことを理解した上で採決をお願いいたします。

(蔭山会長)

事務局、何かありますか。

(事務局)

知立市内に私立幼稚園は4園ありますが、就園奨励費について把握している幼稚園も含め、新制度の移行を考えていないということを聞いております。そういった状況ですので算定基準をどこに設定するのかを考えていますが、なかなか答えが出ません。そのような状況になった時に考えさせていただきたいと思っておりました。今回国が示している経過措置については、平成27年から5年間は、移行した場合、市の算定基準より低い金額はそのままの状態とされています。

(川合大一郎委員)

移行の意思を表示しなければならなかったので表示しました。なぜ表示したのかは当然ご理解いただいていると思います。この金額は本日提示されたものです。実際に移行を考えているところが、この数字を見たときに動きようがありません。我々としてはこれが保育園と同等額であれば、保護者にとって幼稚園に通える機会を増やすことができます。

平成27年度から移行する幼稚園がないので、とりあえず国の基準で資料を作成するのではなく、もし移行した場合を真剣に考えていただきたいのです。移行の促進をするのであれば、示される金額は保育園寄りになってくるはずで、良くご理解いただきたいと思います。実際に移行する園があることを前提に、市の方針をしっかりと定めていただきたいと思います。

(蔭山会長)

認定こども園は待機児童対策というところもありますが、知立市の待機児童はそれほどありません。つまり知立市の方針として認定こども園を進めていく方向の必要性を感じているのかいないのかによって、川合大一郎委員のおっしゃる方向が決まってくると思います。行政的に見れば待機児童をなくす役目も担っていただくという方向での認定こども園だと思いますが、その必要性が知立市の実態としてあるのかどうか、その部分が政策的には必要だと思います。国が制度を変えたので保育園については認めていき、認定こども園については条件付きとし、現行の幼稚園が認定こども園に移行する場合に改めて検討することにしても良いと思います。どちらにしてもこの基準は国の制度が変わったことによって、延期するわけにはいかないのです、問題の確認をするわけですが、それについてはいかがですか。

(事務局)

認定こども園を含め、幼稚園が移行する話が出た場合、今回の協議を踏まえ検討していきたいと思います。

(蔭山会長)

幼稚園側からすれば、この基準が一定であれば、認定こども園への移行の決断に大きく影響するだろうと思います。多くのところが認定こども園に移行することを渋っているのが実情です。なかなか認定こども園の問題は実現しにくいと思います。ところが市町によっては、待機児童の問題があり、協力をいただかなければならない状況下で、いろいろな施策があると思います。

先ほど質問しました知立市の保育を必要とする子どもの待機状況はどうなっていますか。

(事務局)

待機状況については、昨年4月の時点ではゼロでした。ただこのゼロという数字も国の基準に照らし合わせた形での数字となっております。したがって希望する園が空いておらず待っている方は含まれていない数字となっております。

(川合大一郎委員)

確かに待機児童数はゼロとなっておりますが、実態としては今日現在で知立学園、花ノ木幼稚園を合わせ80名ほどの2歳児をお預かりしています。ここ3年間で毎年倍以上増えています。要するに当然就労していなければ、市で2歳児を受け入れていただける枠はないのが現状だと思います。ただ保護者の事情からいくと、まず仕事を探してから子どもを保育園に入れることはなかなか難しく、子どもの預け先の確保が優先されます。幼稚園は3、4、5歳児のみを受け入れていました。兄弟がいらっしゃる方で2歳児であれば対応策があります。前執行部のお話の中で幼稚園もそのような対策を少しずつ取り、枠を広げて欲しいという要望がありました。預かり保育など知立市の実情に合わせ、幼稚園も対策を取ってきました。それに対しての補助は一切いただいていません。

現実に待機児童がいることを認識してほしいと思います。

(蔭山会長)

幼稚園の実態は良くわかりました。幼稚園は様々なニーズに応え対策を取っている中、現行でも2歳児の預かり保育をしています。認定こども園については、必要ならば移行を考えたいという意思表示のように思います。制度としては現在具体的に示されていないので、市側としては認定こども園への移行は現実的に考えていないように思います。認定こども園ができるということは、保育の必要な子どもを引き受ける場が増えるという意味で望ましいことです。保育園の立場から新制度についてのご意見を伺いたいと思います。

(北村委員)

保育料に関してはいいと思いますが、問題は保育標準時間が11時間になることに少し抵抗があります。本来は8時間が標準時間であり、11時間は長時間と考えます。標準時間と短時間の差が少ないのは問題があるのではないかという気がします。1号認定の保育料との差をどう埋めるのかという問題もありますので、あまり下げることができないことも理解できます。

2歳児に関してですが、職を見つけるために預け先を探さなければならないですが、しかしそれに甘んじて保育所に入れてしまおうと考える方がいらっしゃるようで、本当に必要とする方が入れないこともあります。その代わりに一時預かりという仕組みを作り、そこに預けて仕事を見つけていただけるようにしています。ただ一時預かりの枠を広げてしまったので、ニーズがものすごく増えてしまいました。そのしわ寄せが幼稚園にいつてしまったことが現状です。一時預かりのシステムの見直しをすれば幼稚園への負担を減らせることができると思います。母親の育児疲れも深刻で、仕事を持っている持っていないに関わらず誰でも預けることができる施設が必要ですが、経済的に難しいかと思います。

少子化になっていく中、施設ばかりを作ってしまうのも無駄になりかねないので、経過を見ながら調整していくことが必要だと思います。

今回の保育料については、どの市町村も国基準を利用しています。やってみないとわからない部分もありますので、一度スタートしてみてそれを調整しながら適正な形に変えていくことがいいのではないかと思います。

(清水委員)

幼稚園の現状も良くわかりました。今回、事務局からは、4月にスタートする時間的制約、待機児童の現状、幼稚園の認定こども園への移行を踏まえながら、現実的な提案がされていると思います。基本的には今回制度が所得税から市民税に変わった表記の問題と標準時間等の区分けをしっかりと示させていただくことが事務局の思いだと思います。今後認定こども園に移行した場合は今のままで良しとするのではなく、そこでしっかりと議論していただき保育料を算定していく必要があると思います。

(蔭山会長)

子どもを持っているお立場からいかがですか。

(永田委員)

保育料の問題よりも、親としては子どもを預けられるかということが一番気にかかることです。就労先が見つからないと、保育園に預けられないと思っているお母さん方はたくさんいらっしゃいます。就労先を見つけても子どもの預け先が見つからず大変困ることが多いということを聞きます。一時保育や預かり保育等の充実を望みます。

(蔭山会長)

お金の問題もありますが、まずは預けられるかどうかの問題であるというご意見ですね。この制度にすると市の歳出は増えるのですか、減るのですか。

(事務局)

市の負担としては、短時間認定を入れることにより増えます。具体的な試算はまだ出ておりません。標準時間、短時間認定があり、下げた部分については国が示した部分以上に市の負担は大きいものとなっています。

(野々村委員)

認定区分について質問ですが、4月からは1号、2号、3号認定に移行するのですか。今まで保育園は保育に欠ける方を受け入れていたが、それはなくなったのですか。

(事務局)

「保育に欠ける」から「保育の必要性」という考え方に変わります。

(野々村委員)

祖父母と同居していても保育園に預けられるのですか。

(事務局)

そうです。

(野々村委員)

そのように制度が変わったので、働かなければならないというように変わってきたのですか。そのあたりが良く理解できません。

(事務局)

現在の条件としては、両親が働いていても祖父母が65歳未満で在宅であれば、入所申し込みはできません。平成27年度からは祖父母の存在は関係なく、両親が働いていれば入所申し込みができるようになります。

現在、求職中の方は、一時保育をリフレッシュ等で利用していただきますが、新制度では求職中であれば入所申し込みができるようになります。ただし入所期間は制限されます。

(野々村委員)

保育を受けさせなければ保育園、教育を受けさせなければ幼稚園を選択するということでした。保育園と幼稚園では保育時間が違うため、それが選択肢の一つだと思っていました。

(北村委員)

新制度には、保育園は必ず入らなければなりません、幼稚園はどちらでもいいことになっています。したがって、入っていない幼稚園に関しては適用されません。教育・保育ニーズが出てきたときに、認定区分を市が決めることになります。それにあった施設を保護者が選ぶことになります。ただ求職中は優先順位が低いため、待機児童となることもあります。

(蔭山会長)

認定子ども園の問題はいろいろあることがわかってきたので、それらを今後協議していきながら、知立市としてどのような認定子ども園を考えているかということについても論議していかねばならないと思います。原案をいったん認めるという形を取り、認定子ども園については今後協議をしていくということにしたいと思います。

(川合大一郎委員)

幼稚園として残っていけるすべがあるのならば、それを目指していきたいと思っています。ただ全国的に見て愛知県は421の私立幼稚園がある中で、20か園ぐらしか認定子ども園に移行しません。これを地方で見ると、ほぼ9割が認定子ども園に移行します。そのような県や市町は前々から協議を行い、審議を重ねています。したがって協議をする時間がなかったわけではないことを念頭に置いていただきたいです。しなかったにも関わらず、今回保育園には大幅なメリットが施されています。標準時間保育や短時間保育についても、議論がなされてきた結果そのような措置が取られたと思います。

幼稚園にとっても、認定子ども園に移行する際に、国の基準を使うよう指示されてはいません。子ども・子育て会議は、各地域によって事情が違うため、それを解消するための国の施策だと思います。したがって地方の幼稚園は運営上この施策にのらざるを得ないのです。東京、神奈川、愛知、大阪などは、認定子ども園への移行を躊躇しています。しかしここは三河です。名古屋市と三河では授業料の差がとても大きいです。地域的に見て三河は政令指定都市ではなく、若干地方よりです。子ども子育て新制度に対して初めはとても期待しました。しかしでてくる政策を見ると、現況よりも見劣りします。このままではスタートが切れないと感じたのか、国も認定こ

も園の保育料の規定水準を上げました。確かに難しい部分ではあるが、保育園の部分に関しては議論がなされるのに、私立幼稚園に対してはそれがなされないのでしょうか。移行しないことを前提に何も議論がされず、案も示されません。幼稚園も保護者のニーズに合わせ努力しています。預かり保育にしても保護者から数百円の負担はいただきますが、一人分の人件費にもなりません。その分は運営費から負担しています。

(野々村委員)

このまま議論を続けても、答えは出ないと思います。市が示した案では認定こども園に移行することができないため、移行する場合は市が補助すべきだというお考えだと思いますが、違いますか。

(川合大一郎委員)

違います。知立市が積極的に地域の実情に合わせ認定こども園を推進していこうという発想であれば、現時点で案を提示できていたはずですが、勘違いをしていただきたくないのは、我々は提案を示していただけなので、政策にのれないということです。知立市の幼稚園に通わせている仕事を持たない保護者の方たちに対して、市は何も考えていないと思います。いつも働く親に対してだけ目を向けているように思います。移行をしなければならなくなった段階で、市が提示した案が通るのかどうか不安になります。過去、我々の主張はほぼ通りませんでした。

当面の間は国が示す基準案の横に知立市案を検討し載せていただきたいと思います。議会の決議についても、本当に理解されたいうで決定をしていただきたいと思います。

認定こども園への移行を拒否しているわけではなく、移行できない状態であることを理解していただきたいと思います。

(事務局)

今回の資料につきまして関係の方々との調整が不足しており、このように長時間議論いただく結果となってしまい、大変申し訳ありませんでした。ただ今回の保育料の提案につきまして条例を改正し、3月議会に上程し4月から施行という形を取らなければ、現行制度と比較して高額になる方についての経過措置等が取れなくなりますので、まずはこれを知立市案として提案させていただき、まずは施行とさせていただければと思います。その上で、1号認定の保育料につきましては、来年度、幼稚園の就園奨励費が認定こども園に移行した場合の国や県の対策等も確認した上で検討させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(蔭山会長)

もう一つ議題が残っており審議が未了ですので、年度内にもう一度開催しなければならないかと思っております。できれば議会にかけるとして来年度の実施に間に合うよう、その前にもう一度開催し、その間認定こども園については再度計画を立てていただき、一定の目途の元で原案を認める形を取りたいと思いますが、現実的に可能でしょうか。

(川合大一郎委員)

この案に対して疑問があるため、私立幼稚園の代表としての意見を述べさせていただいています。とりあえずこのまま通してくださいということを認めてしまったら、私がここにいる意味が

なくなってしまう。やはりきちんと代弁をし、この案で良いのかどうかを考えたいと思っています。ちなみに伺いますが、保育園の案を作成するのにどなたかと協議をされたのですか。保育園の方々と協議を持たれましたか。

(事務局)

保育園側と具体的な協議はしておりません。

(川合大一郎委員)

子ども課で協議し決定したということによろしいですか。今回新制度の設定についても子ども課のみで考え、提案されたものですか。

(事務局)

そうです。

(川合大一郎委員)

これを提案した根拠は、私立幼稚園から認定こども園への移行の申し出がなかったからですか。

(事務局)

そうです。

(川合大一郎委員)

そうであれば申し訳ないですが、議会提出前に私立幼稚園と協議をした上で再度案を策定いただけるようお願いします。その後皆さんに提案をさせていただくことはできませんか。

(事務局)

大変申し訳ありませんでした。各園、関係者と協議をした上で案を提出することが本来の筋でしたが、時間的な問題上、内部だけで協議をさせていただきました。再度会議を開催し、議会前に協議をさせていただきます。ご承認いただけるような数字が出せるかどうかわかりませんが、それについての協議を持てるよう今から準備をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(川合基弘委員)

子ども・子育て会議の条例に基づきこの会議は開催されていますが、保育料についての議論もこの会議で図るべき内容なのでしょうか。

(事務局)

子ども・子育て会議の所掌事務かどうかで言いますと、子ども・子育て支援事業計画を策定するためのことや特定教育・保育施設の利用定員を設定することなどは、必ずお諮りし、承認いただかなければならない内容ですが、保育料の設定につきましてはそれらとは異なり、必ずしも諮らなければなりません。

(川合基弘委員)

川合大一郎委員のご発言は大変重要なことだとは思いますが、この会議でやるべき内容ではないのではないかと思います。

(蔭山会長)

私も名古屋市の保育料の作成にずいぶん苦勞し、議会にかけたら否決されたことがありました。このことから特別委員会を設け何度も慎重に議論し、議会にかけることが必要だと思えます。現

状から言えばこのような内容について、市民の代表を入れた委員会で議論いただくことが本筋ではないかと思います。時々開催される会議ですべてを審議することは不可能です。それこそ各部署を設けご検討いただき、承認の採決を取る段階で一同にお集まりいただき意見を交換し合うべきです。この会議で論議し、結論を得るのはとても無理だと思います。この問題からするとこれまで検討されていなかったので、当面は議題としてあがっている以上扱いたいと思います。今お話しいただいたようにしっかり論議されなければならないことは確認できます。限られた時間内で上程しなければならないので、次回の会議で当面の決定をさせていただきたいと思います。事務局側もご理解いただけたと思いますが、いろいろな立場の方との協議をする場を設け、認定こども園を知立市としてどうするのか考えていただきたいと思います。一般市民の方にとってプラスになる方向で新制度が動いていかなければなりません。

(川合大一郎委員)

ここの場で議論することでないのは十分承知しておりました。ですが本日初めてこの資料を目にしました。事前に目を通すことが出来ていれば、子ども課と直接相談ができたと思います。先ほど「時間がなかった」と言われましたが、それはおかしいと思います。私はある程度この問題に関わらなければならない担当者ですので、事前に金額の協議をされる時は声をかけていただけるようお願いをしました。本日までご連絡をいただけなかったので、事務局側で精査されていると思っていました。しかしでてきた資料が国の基準そのままだったので、今回時間を使いお話をさせていただきました。この問題についてこの場で協議をする必要がなければ、この会議を再度開催していただかなくても良いと思います。この会議での議論は終了とさせていただき、別の場所を設けていただきたいと思います。

(蔭山会長)

議題としての扱いはどうでしょうか。

(事務局)

このような案を考えておりますということを、委員の皆さんにご報告させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

川合大一郎委員の意向もありますように、私としても当事者や保護者等も含めてご検討いただきたいと思います。

課題(3)知立市次世代育成支援行動計画の平成25年度の進捗状況については時間がないうえ、あらためて会議を開催するしかないと思います。2月、3月中に会議を開催したいと思います。そのような案でよろしいですか。

それでは、本日は予定していました議題(3)が残りましたので、次回にさせていただきます。開催期日については事務局と相談します。

(事務局)

開催日については改めてご連絡させていただきます。

大変申し訳ありませんでした。今回保育料の件につきまして、大変事務局の不手際がありました

たことをお詫びいたします。

また、本日の協議事項（１）まででご決定いただきました内容を持ちまして、計画書を作成させていただきます。

計画書の冊子ができましたら、皆様に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様の任期についてですが、今年度と来年度が任期となっております。来年度もこのような会議を開催させていただきますので、ご出席をお願いいたします。

今、会長からご案内いただきましたとおり、今年度、最後にもう一度会議を開催させていただきます。日程を決めさせていただきます、委員の皆様にご連絡させていただきますので、誠に申し訳ありませんが、ご出席をお願いいたします。

ありがとうございました。

以上